

令和3年 第6回美浜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月26日（金） 午後1時30分（協議会終了後）

2. 場 所 美浜町役場 議会会議室

3. 出席委員（8名）

委員	1 番	松下	勝美
委員	2 番	山本	和美
委員	3 番	大野	克弥
委員	6 番	山本	光雄
委員	7 番	山本	文昭
委員	8 番	浅妻	孝彦
会長職務代理	10 番	山口	哲男
会長	11 番	中村	博昭

4. 欠席委員（3名）

委員	4 番	軍場	康代
委員	5 番	藤本	悟
委員	9 番	馬野	弥裕

5. 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第3号 農振農用地区域の除外申請に係る意見について

6. 美浜町農業委員会事務局職員

事務局長	渡辺 強
次長	山本 知也
書記	浅妻 真記

7. 会議内容

【開会宣言】

事務局長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それではただ今から令和3年第6回の農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の欠席者は、4番 軍場委員、5番 藤本委員、9番 馬野委員の3名でございます。よって、過半数以上の出席をいただきましたので、美浜町農業委員会総会会議規則第8条の規定により、本総会が成立いたしましたことをここにご報告させていただきます。

それでは、中村会長よりご挨拶をいただきます。

中村会長

（会長挨拶）

事務局長

ありがとうございました。それでは、美浜町農業委員会総会会議規則第7条の規定により、会長は総会の議長となるとなっておりますので、ここからの会議進行につきまして中村会長よろしくお願いいたします。

議長

それでは会議を始めます。日程第１ 会議録署名委員の指名について、慣例に従いまして私から指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、私から指名をさせていただきます。

6 番 山本光雄委員、7 番 山本文昭委員ご両名よろしく願います。

それでは日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

[illegible]

申請地：■■■■■■■■■■ 地目：田 地積：2, 470 m²

譲受人：美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■■

經營面積：3, 030 m²

調査担当委員は大野委員です。

その1について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請その1について、説明させていただきます。

譲渡人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■さん ■■歳 ■■■
の方です。

申請地は、■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は2, 470㎡となっています。

譲受人は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■■ さん ■■歳 ■■■■■■■■■■■■■■■■
の方です。

資料No.1－1の付近図及び写真資料をご覧ください。

農地取得後の■■さんの経営面積は9,262㎡となりますので、農地法第3条の許可を受ける際の下限面積(3,000㎡)、経営すべき面積は満たしております。営農については水稻を作付けする計画であり、農作業の従事状況においても、20年以上の農作業経験があり、農作業に係る労働力は問題ないと思われます。農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機をリースで確保しているとのこと。その他の農地法3条の許可要件である自宅から農地までの距離等にも問題はありせん。調査担当委員は大野委員です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。その1について調査担当委員の大野委員、補足説明がありましたらお願いします。

大野委員

ただ今、事務局から説明があった通りで特にございません。以上です。

議長

ありがとうございました。その1について事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

特段ないようでございますので、その1について採決をしたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請その1については、原案の通り本委員会が許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第1号その1については原案の通り許可することにいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請

[illegible]

申請地：■■■■■■■■■■ 地目：田 地積：1, 376 m²

[illegible]

經營面積：1 5 0， 6 6 0 m²

調査担当委員は軍場委員です。

続きまして、その2について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請その2について、説明させていただきます。

譲渡人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ さん ■■歳 ■■■■■■■■■■
■■■■■の方です。

申請地は、■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は1, 376 m²となっています。

譲受人は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■■ さん ■■歳 ■■の方です。

資料No.1－2の付近図及び写真資料をご覧ください。

農地取得後の■■さんの経営面積は150,660㎡となりますので、農地法第3条の許可を受ける際の下限面積(3,000㎡)、経営すべき面積は満たしております。営農については水稻を作付けする計画であり、農作業の従事状況においても、15年以上の農作業経験があり、農作業に係る労働力は問題ないと思われます。その他の農地法3条の許可要件である自宅から農地までの距離等にも問題はありません。調査担当委員は軍場委員です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。その2について調査担当委員の軍場委員からは補足説明なしとの報告を受けております。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請その2については、原案の通り本委員会が許可することにご異議ございませんか。

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第1号その2については原案の通り許可することにいたします。

調査担当委員は大野委員です。

調査担当委員は大野委員です。

補足説明をさせていただきます。前回、9月の第5回農業委員会におきまして、旧の■■■の前に農業研修施設のハウスが建っているのですが、その奥の■■■寄り側の農地につきまして、新規の農業をされる方が就農するための土地ということで新規に許可をいただいたところです。しかし、本来3枚の田んぼをする予定で進めていましたが、どうしても地権者の方の協力が得られないということで、実際思っていたよりも小さい面積で整備をすることになりました。出来れば新しく向かい入れる農業者の方に出来るだけ広い土地をという思いもありまして、変更を出来ないかということで先日北陸農政局の方に行って担当者と相談させていただきました。そこで、それについては許

可もいただきましたので、この場所に変えて、広がりもあるというところですので、ここでさせていただこうということになりました。その2筆は■■■さんがしている田んぼでもあるのですが、実は田んぼをするには利用しづらいこともあるとお聞きしているので、改めてこの場所で許可をいただきたいということでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。その3およびその4について調査担当委員の大野委員、補足説明がありましたらお願いします。

大野委員

地権者の方から許可が得られれば、■■■■大丈夫ですとお伝えしました。以上です。

議長

ありがとうございました。その3およびその4について事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

松下委員

前回の決議したものは白紙に戻すということですか。

事務局長

契約はなくなったという形で、前回の地権者の方からはご了解をいただいています。

議長

これも、令和3年度の補助事業ということで6棟のビニールハウスを建てるのですが、なかなか納期も少ないということで順調にいかないと補助金の消化も出来ない状況になるのではと心配もしています。

事務局長

A4 横の資料にハウスの整備する概要をまとめさせていただいています。■■■さんと■■■さんのご了解もいただきましたので、こういう形で進めさせていただきたいなと思っています。

議長

他にご意見等はないようですので、その3、その4について採決をしたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請その3、その4については、原案の通り本委員会が許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第1号その3、その4については原案の通り許可することにいたします。

それでは、日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請その1についてを議題といたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請その1につきまして、原案の通り本委員

先日、事務局とともに現地の方を確認させていただきました。ただ今、事務局の方から説明があった通りで特に補足等はありません。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で事務局並びに調査担当委員の説明は終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

特典ないようでございますので、採決をしたいと思います。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請その2につきまして、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第2号その2は原案の通り、本委員会が適当である旨の意見を付して、県に準達することに決定いたします。

続きまして、日程第４ 議案第３号 農振農用地区域の除外申請に係る意見についてを議題といたします。

農用地利用計画変更明細書 市町村名：美浜町

資料番号：1-7

變更箇所：■■■■■、■■■■■

面積：田 510m² 除外する目的：屋外■■■■■■■■■■の整備

申請者：美浜町

転用事業計画者：美浜町

該当条項：法第13条第2項 除外・編入の別：除外

農用地利用計画変更明細書 市町村名：美浜町

資料番号：1-8

變更箇所： 、 、

面積：田 1, 119m² 除外する目的：資材置場の整備

申請者： ██████████ ████████ ████████ ████████ █████

転用事業計画者：■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■ ■■

該当条項：法第13条第2項 除外・編入の別：除外

議案内容について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号農振農用地区域の除外申請について説明させていただきます。

美浜農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に意見照会がありましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

資料 No. 1 - 7、1 - 8 になります。

1 件目の申請者及び転用事業計画者は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■■ さん ■■ ■■の方です。

申請地は、美浜町■■■■■■■■■■ 地積は319㎡で、地目は田、美浜町■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 地積は191㎡で、地目は田です。

[illegible]

除外する目的は、■■■■■■（屋外■■■■■■■■■■）の整備です。

資料No.1－7の付近図と写真資料をご覧ください。

土地の所有者は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■■■さん ■■の方です。

資料No.1－8の付近図と写真資料をご覧ください。

事務局の説明が終わりました。議案第3号についてまずは1件目の調査担当委員の山本光雄委員、補足説明がありましたらお願いします。

山本光雄委員

こちらの申請者の方は、■■■■■があるのですが、その前の建物で1階に■■■、2階で■■等を行っておりまして、子どもからお年寄りまで幅広く利用をされて憩いの場となっています。このコロナ化で大変密になりますので、野外で施設を作りたいということで申請がありました。皆さんのご意見、承認をお願いしたいと思います。以上です。

議長

これは、屋外で■■■■■をされるということで、雨が降ったら止めるという感じですかね。

事務局

やぐらのパイプだけ組むということです。

議長

ありがとうございます。

それでは、2件目について調査担当委員の山本文昭委員、補足説明がありましたらお願いします。

山本文昭委員

先程事務局が説明された通りなのですが、本来ならばなかなか許可をするという案件ではない気もしますが、地図を見ていただきますと隣に資材置場がすでにできていますし、同じような条件で一方は資材置場として利用している、一方は駄目だということではなかなか通りが通らないということもありまして、県の方で相談をして何とかしようということで転用申請に挙げようという形になっていますので、このまま進んでいくのではないかなと思っています。以上です。

山口委員（最適化委員）

ちょっと教えてほしいのですが、これは除外申請をしてからだいぶ時間がかかるものですか。

事務局

半年ぐらいかかります。農振地になっているもので、農振除外をするのに縦覧期間や報告等もあり、今からで言うと3月末に下りる予定です。3月の農業委員会で5条申請がかかってくる予定と思います。

議長

ありがとうございました。以上で事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

（なし）

特段ないようでございますので、採決をしたいと思います。

議案第3号 農振農用地区域の除外申請につきまして、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第3号は原案の通り承認することに決定いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。これで農業委員会総会を終了します。

【閉会】 午後2時25分

令和 年 月 日

美浜町農業委員会

会 長

議事録署名人

6番

7番